

2. 労働時間短縮のための助成措置

週40時間労働制への移行に際しては、経営基盤が脆弱な中小企業において賃金コストの上昇等の負担増が問題となることから、これらの事業主に対し、週40時間労働制の定着に必要な指導、援助を積極的に行うことを目的として、労働省は「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を改正して、週40時間労働制の定着及び労働時間短縮の促進のための助成措置を新設しました。

〔概要〕

(1) 中小企業労働時間制度改善助成金

平成9年4月1日以後、週40時間労働制の定着のために以下の取組みをした中小企業事業主（規模100人以下の事業場）に対して、助成を行う。（平成11年3月31日まで）

| | |
|--|------|
| ① 150万円以上（1～30人の事業場にあつては50万円以上）の省力化投資を行う事業主 | |
| 1～30人 | 20万円 |
| 31～100人 | 40万円 |
| ② 労働者の新規雇入れを行う事業主 | 20万円 |
| ③ 週40時間労働制の定着、又は更なる労働時間短縮のためコンサルタント（社会保険労務士、中小企業診断士等）を利用し労働時間制度の改善を行う事業主 | 10万円 |

※平成8年10月1日から平成9年4月1日までの間に週40時間労働制に移行した事業主に限る。

（ただし、③については、平成8年10月1日前に週40時間労働制に移行した事業主も対象）

(2) 事業主団体等労働時間短縮自主点検事業助成金

構成員である企業について労働時間の自主点検及びこれに基づく労働時間制度の改善指導等を行う中小企業団体及び猶予措置の対象とされていた業種に係る団体に対して、これらの取組に要する経費の助成を平成11年3月31日までの2年間行う。

1団体当たり、限度額1,000万円

なお、上記(1)、(2)の制度の新設により、従来の中小企業労働時間短縮促進特別奨励金（時短奨励金）は廃止となりました。